

社会福祉法人彩保育会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩保育会の役員、評議員及び委員会委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

3 委員会委員とは、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席しても無報酬とする。

2 評議員が評議員会に出席しても無報酬とする。

3 委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席しても無報酬とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合も無報酬とする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合も無報酬とする。

3 監事が理事会の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合も無報酬とする。

(出張・研修旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張・研修する場合も無報酬とする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。